

00766

# 鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A5判

昭和十七年七月十四日 火曜日

第千三百五十九號

## 告示

## ◆鳥取縣告示第四百五十七號

昭和十六年九月鳥取縣告示第七百二十二號鳥取縣耕地課出張所規程ハ之ヲ廢止ス

昭和十七年七月十四日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

## ◆鳥取縣告示第四百五十八號

昭和十七年五月鳥取縣告示第三百二十號(鐵物ノ最高販賣價格)

指定ノ件)中左ノ通改正ス

昭和十七年七月十四日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

## ◆鳥取縣告示第四百五十九號

販賣スル場合ト雖モ其ノ販賣價格ハ小賣業者販賣價格ニ依ルコトヲ得ルモノトス  
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル亞鉛鐵板ノ小賣業者最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年七月十四日

鳥取縣知事

土 肥 米 之

## 亞鉛鐵板ノ小賣業者最高販賣價格

一 平 板 (單位一枚)

厚 及 寸 法 小賣業者最高販賣價格

三一一番 三呎(九一五耗)×六呎(一、八三〇耗) 一、七八  
同 同(九一五同)×七同(一、一四〇同) 二、一〇三〇番 三同(九一五同)×六同(一、八三〇同) 一、九九  
同 同(九一五同)×七同(一、一四〇同) 二、三四

(八) 公定番號一〇、一一及一二ノモノヲ日本疊縫御商業組合ガ販賣スル場合ノ價格ハ本表丁號會社販賣價格ニ依ルモノトシ又小賣業者ニ於テ公價番號一〇、一一及一二ノモノヲ疊加工業者ニ



00769

モノ、價格ヲ基準トシ面積比ニ依リ算出スルモノトス  
五 本表價格ハ賣主店先渡價格トシ總、延ニテ再荷造ヲ爲シタル  
場合ハ一枚ニ付一錢五厘ノ範圍内ニ於テ荷造費ヲ加算シ得ルモ  
ノトス

昭和十六年十一月鳥取縣告示第八百八十三號（小麥粉最高販賣價格指定ノ件）中左ノ通改正ス

昭和十七年七月十四日

### ◆鳥取縣告示第四百六十號

昭和十六年十一月鳥取縣告示第八百八十三號（小麥粉最高販賣價格指定ノ件）中左ノ通改正ス

昭和十七年七月十四日

昭和十七年七月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣知事 土 肥 米 之

地 區 鳥取縣一圓

構成員タル資格

地區内ニ於テ石粉ノ販賣ヲ業トスル者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施

ノ日

普通小麥粉二號

同 六、四一

七中「道府縣市町村名」、「道府縣又ハ市名」ニ改ム

九ヲ左ノ通改ム

九 普通小麥粉二號ノ價格ハ昭和十七年七月二十日ヨリ之ヲ施行

ス但シ昭和十七年六月一日以後製造業者ノ製造シタル普通小麥

粉二號ニ在リテハ昭和十七年七月十九日以前ト雖本表普通小麥

粉ノ額ニ依ルモノトス

### ◆鳥取縣告示第四百六十一號

例等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條

品種	銘柄	規	格	單位	卸賣業者最	小賣業者最
三重縣	俵入	四本筒目ヲ通	稍褐	正味	四十	
生粉	シタルモノ又	色ノ	五五班	一、四六	一、六八	
砂	ハ二重口一ラ	モノ	米俵	一		
三等品	粉碎機掛ノモノ	入				

(一) 本表價格ハ伊勢磨砂工業組合ノ検査ニ合格シタルモノ、價格トヘ

(二) 本表價格ハ賣主店先渡價格トシ包装費及荷造費ヲ含ミタル	價格トス
(ロ) 實施ノ日 昭和十七年七月十四日	
(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ	
(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スベシ	
四 認可ニ附シタル條件	

◆鳥取縣告示第四百六十三號	青年學校令ニ依リ左記公立青年學校ヲ設置シ昭和十七年四月ヨリ
	開校ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ
	昭和十七年七月十四日
名稱	鳥取縣知事 土 肥 米 之
位置	
設置者	

◆鳥取縣告示第四百六十四號	砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス
	昭和十七年七月十四日
鳥取縣知事 土 肥 米 之	
大阪鐵道局上井合宿所	
誤	

青年學校令ニ依リ設置セル左記公立青年學校ヲ昭和十七年三月三十一日限り廢止ノ件昭和十七年三月三十一日認可セリ	昭和十七年七月十四日
鳥取縣東伯郡淺津村青年學校 同 郡野國民學校二併設 淺津村	
鳥取縣東伯郡由良町青年學校 同 郡由良國民學校二併設 由良町	
鳥取縣東伯郡長瀬村青年學校 同 郡長瀬國民學校二併設 長瀬村	
鳥取縣東伯郡榮村青年學校 同 郡榮國民學校二併設 榮村	
鳥取縣東伯郡榮村青年學校 同 郡榮國民學校二併設 榮村	

第二項ニ依リ鳥取縣石粉商組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定

期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十七年七月十四日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣知事 土 肥 米 之

地 區 鳥取縣一圓

構成員タル資格

地區内ニ於テ石粉ノ販賣ヲ業トスル者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施

ノ日

普通小麥粉二號

同 六、四一

七中「道府縣市町村名」、「道府縣又ハ市名」ニ改ム

九ヲ左ノ通改ム

九 普通小麥粉二號ノ價格ハ昭和十七年七月二十日ヨリ之ヲ施行

ス但シ昭和十七年六月一日以後製造業者ノ製造シタル普通小麥

粉二號ニ在リテハ昭和十七年七月十九日以前ト雖本表普通小麥

粉ノ額ニ依ルモノトス

### ◆鳥取縣告示第四百六十一號

例等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條

品種	銘柄	規	格	單位	卸賣業者最	小賣業者最
三重縣	俵入	四本筒目ヲ通	稍褐	正味	四十	
生粉	シタルモノ又	色ノ	五五班	一、四六	一、六八	
砂	ハ二重口一ラ	モノ	米俵	一		
三等品	粉碎機掛ノモノ	入				

(一) 本表價格ハ伊勢磨砂工業組合ノ検査ニ合格シタルモノ、價格トヘ

(イ) 類

地 區 鳥取縣一圓

構成員タル資格

地區内ニ於テ石粉ノ販賣ヲ業トスル者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施

ノ日

普通小麥粉二號

同 六、四一

七中「道府縣市町村名」、「道府縣又ハ市名」ニ改ム

九ヲ左ノ通改ム

九 普通小麥粉二號ノ價格ハ昭和十七年七月二十日ヨリ之ヲ施行

ス但シ昭和十七年六月一日以後製造業者ノ製造シタル普通小麥

粉二號ニ在リテハ昭和十七年七月十九日以前ト雖本表普通小麥

粉ノ額ニ依ルモノトス

### ◆鳥取縣告示第四百六十一號

例等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條

品種	銘柄	規	格	單位	卸賣業者最	小賣業者最
三重縣	俵入	四本筒目ヲ通	稍褐	正味	四十	
生粉	シタルモノ又	色ノ	五五班	一、四六	一、六八	
砂	ハ二重口一ラ	モノ	米俵	一		
三等品	粉碎機掛ノモノ	入				

(一) 本表價格ハ伊勢磨砂工業組合ノ検査ニ合格シタルモノ、價格トヘ

(イ) 類

地 區 鳥取縣一圓

構成員タル資格

地區内ニ於テ石粉ノ販賣ヲ業トスル者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施

ノ日

普通小麥粉二號

同 六、四一

七中「道府縣市町村名」、「道府縣又ハ市名」ニ改ム

九ヲ左ノ通改ム

九 普通小麥粉二號ノ價格ハ昭和十七年七月二十日ヨリ之ヲ施行

ス但シ昭和十七年六月一日以後製造業者ノ製造シタル普通小麥

粉二號ニ在リテハ昭和十七年七月十九日以前ト雖本表普通小麥

粉ノ額ニ依ルモノトス

### ◆鳥取縣告示第四百六十一號

例等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條

品種	銘柄	規	格	單位	卸賣業者最	小賣業者最
三重縣	俵入	四本筒目ヲ通	稍褐	正味	四十	
生粉	シタルモノ又	色ノ	五五班	一、四六	一、六八	
砂	ハ二重口一ラ	モノ	米俵	一		
三等品	粉碎機掛ノモノ	入				

(一) 本表價格ハ伊勢磨砂工業組合ノ検査ニ合格シタルモノ、價格トヘ

(イ) 類

地 區 鳥取縣一圓

構成員タル資格

地區内ニ於テ石粉ノ販賣ヲ業トスル者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施

ノ日

普通小麥粉二號

同 六、四一

七中「道府縣市町村名」、「道府縣又ハ市名」ニ改ム

九ヲ左ノ通改ム

九 普通小麥粉二號ノ價格ハ昭和十七年七月二十日ヨリ之ヲ施行

ス但シ昭和十七年六月一日以後製造業者ノ製造シタル普通小麥

粉二號ニ在リテハ昭和十七年七月十九日以前ト雖本表普通小麥

粉ノ額ニ依ルモノトス

### ◆鳥取縣告示第四百六十一號

例等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條

品種	銘柄	規	格	單位	卸賣業者最	小賣業者最
三重縣	俵入	四本筒目ヲ通	稍褐	正味	四十	
生粉	シタルモノ又	色ノ	五五班	一、四六	一、六八	
砂	ハ二重口一ラ	モノ	米俵	一		
三等品	粉碎機掛ノモノ	入				

(一) 本表價格ハ伊勢磨砂工業組合ノ検査ニ合格シタルモノ、價格トヘ

(イ) 類

地 區 鳥取縣一圓

構成員タル資格

地區内ニ於テ石粉ノ販賣ヲ業トスル者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施

ノ日

普通小麥粉二號

同 六、四一

七中「道府縣市町村名」、「道府縣又ハ市名」ニ改ム

九ヲ左ノ通改ム

九 普通小麥粉二號ノ價格ハ昭和十七年七月二十日ヨリ之ヲ施行

ス但シ昭和十七年六月一日以後製造業者ノ製造シタル普通小麥

粉二號ニ在リテハ昭和十七年七月十九日以前ト雖本表普通小麥

粉ノ額ニ依ルモノトス

# 彙報

00771

## 地方事務所

### 取扱事務概要 (一)

(文書課)

今回地方事務所新設に伴ひ、その取扱事務につき昭和十七年七月一日鳥取縣告示第四百十二號「鳥取縣地方事務所處務規程」を以て規定せられ、又知事に提出する文書にして所轄地方事務所に差出すべきものについては同七月十日鳥取縣令第五十九號を以て定められてゐるが、以下縣廳各課關係別に地方事務所に於て取扱ふべき事務について要項を記すと次の如くである。

#### ◎ 林務課所管

##### 一 木材に関する事項

木材の生産並軍用材其の他生産擴充用材の配給、供出に關する指導督勵

#### 二 木炭に關する事項

木炭の生産、集荷、供出に關する指導督勵  
アベマキ樹皮に關する事項

アベマキ樹皮の生産並出荷に關する指導督勵  
薪炭林の改良並薪の生産、配給に關する指導督勵

薪炭林の改良並薪の生産、配給に關する指導督勵  
薪炭倉庫の建設並瓦斯發生裝置に關する事項

薪炭倉庫の建設並瓦斯發生裝置に關する事項  
建設又は設置に關する指導督勵

公私有林野の施業に關する事項  
アベマキ樹皮の生産並出荷に關する指導督勵

造林其の他施業指導並造林の検査  
薪炭林の改良並薪の生産、配給に關する指導督勵

森林組合の設立指導並監督  
薪炭倉庫の建設並瓦斯發生裝置に關する事項

町村森林組合の設立指導並監督  
造林其の他施業指導並造林の検査

#### 八 林產副業に關する事項

##### 一般指導

#### ◎ 社會課所管

##### 一 軍事扶助軍人援護に關する事項

軍事扶助軍人援護に關する事項  
軍事扶助軍人援護相談所關係 (犒軍恤兵を含む)

#### 九 駅村軍人援護相談所關係

駅村軍人援護相談所關係  
駅村長其の他關係機關よりの具申に基き教養を行ふ可否やを決定すること

#### 一〇 傷痍軍人保護關係

傷痍軍人保護關係  
助成方法の決定並指導に關すること

#### 一一 鐵道運賃割引證の交付に關すること

鐵道運賃割引證の交付に關すること  
大日本傷痍軍人會分會及班の指導に關すること

#### 一二 傷痍軍人保護關係

傷痍軍人保護關係  
失明傷痍軍人教育願の手續指導に關すること

#### 一三 退院者に對する職業相談指導に關すること

退院者に對する職業相談指導に關すること  
就職後の職業補導の實施に關すること

#### 一四 職業補導擔當者の指導に關すること

職業補導擔當者の指導に關すること  
雇傭制度關係 (職業課社會課共管事務)

#### 一五 遺族、家族教化指導關係

遺族、家族教化指導關係  
事業の實施並婦人団體との連絡

#### 一六 遺兒並傷痍軍人子女育英事業關係

遺兒並傷痍軍人子女育英事業關係  
學資補給に對する許否並補給方法の決定及之に要する經費

00772

(イ) 職業再教育を要する傷痍軍人の指導保護並職業再教育手續に關すること

(ロ) 傷痍軍人委託職業再教育中の指導に關すること

(ハ) 職業再教育終了者の職業斡旋並就職自營後の補導に關すること

(ニ) 傷痍軍人中等學校教員養成所卒業就職者の補導に關すること

(ホ) 學資給與を受くる傷痍軍人在學中の指導に關すること

一三 義肢及作業補助具關係

(イ) 義肢を必要とする傷痍軍人の作業義肢(補助具を含む)の配給並に修理手續に關すること

一四 傷痍軍人の療養關係

(イ) 委託居宅の決定並實施指導に關すること

(ロ) 療養所に對する入所申請書進達に關すること

(ハ) 入所者の家庭への指導及連絡に關すること

一五 軍人援護教育並國民教化指導關係

(イ) 援護教育の實施及指導に關すること

(ロ) 國民教化事業の實施及指導に關すること

一六 軍事援護關係表彰事項

(イ) 表彰事務は之を行はず

#### ◆ 國民徵用扶助國民徵用援護に關する事項

一 國民徵用令並國民徵用援護關係

(イ) 扶助の許否の決定並援護事業の實施及指導に關すること

(ロ) 援護金品の支給並支出書の作製に關すること

#### ◆ 各種救護、救助、保護其の他

一 社會事業に關する事項

(イ) 少年教護委員の指導通絡に關すること

(ロ) 要教護少年を少年教護委員の視察處分に付すること

二 兒童虐待防止法關係

(イ) 兒童虐待防止法中第二條の處分決定に關すること

(ロ) 児童虐待防止法第七條乃至第八條に關すること

- 00774
- 五 母子保護法關係
- (イ) 母子保護法施行に關する事項中扶助事務の指導に關すること
- (ロ) 母子保護費に對する縣費補助に關すること
- 四 兒童保護關係
- (イ) 妊產婦、母子、兒童、寶乳幼兒保護事業並同上施設の獎勵及指導に關すること
- 五 方面委員会關係(方面事業團體を含む)
- (イ) 方面委員の指導訓練に關すること
- (ロ) 方面事業團體の指導に關すること
- 六 戰時災害保護法關係
- (イ) 應急救助の實施
- (ロ) 應急救助實施に伴ふ法第七條乃至第十條の職權
- (ハ) 法第十一條乃至第十三條に定むる實費辨償扶助金及損失補償に關すること
- (ニ) 扶助の實施
- 七 救護法關係
- (イ) 縣負擔に屬する被救護者の救護費の町村繰替支辨金の辨償に關すること
- (ロ) 救護事務に關する町村及救護施設の指導に關すること

- 00773
- (イ) 職業再教育を要する傷痍軍人の指導保護並職業再教育手續に關すること
- (ロ) 傷痍軍人委託職業再教育中の指導に關すること
- (ハ) 職業再教育終了者の職業斡旋並就職自營後の補導に關すること
- (ニ) 傷痍軍人中等學校教員養成所卒業就職者の補導に關すること
- (ホ) 學資給與を受くる傷痍軍人在學中の指導に關すること
- (ロ) 痘瘡病關係
- (イ) 痘瘡病の治療費の徵收又は償還に關すること
- (ロ) 救護費に對する縣補助に關すること
- (ホ) 救護母子保護及醫療保護事務を行ふ方面委員に對する手當其の他の給與認可に關すること
- 八 醫療保護法關係
- (イ) 醫療保護法第二十五條に規定すること(法第二十五條但書以下を除く)
- (ロ) 醫療保護法施行規則第二十五條に規定すること
- (ハ) 醫療保護事務に關する施設醫師等の指導に關すること
- (ニ) 醫療保護費に對する縣補助に關すること
- (ホ) 醫療保護事業及施設若は附帶事業の開始届に關すること
- 九 財團濟生會關係
- (イ) 同會の醫療券に依る被救護者の入院手術看護人等の承認に關すること
- 一〇 罷災救助基金法關係
- (イ) 救助一實施
- (ロ) 罷災救助に關する諸統計報告書の作製に關すること
- (ハ) 罷災救助資金の蓄積獎勵並指導に關すること
- 一一 社會事業法關係

00776

00775

(イ) 社會事業經營者に對する要護者の收容委託に關すること

(ロ) 社會事業施設(社會事業法關係及其の他を含む)の保護

指導に關すること

二、行旅病人及行旅死亡人取扱法關係

(イ) 行旅病人及行旅死亡人取扱費の辨償に關すること

(ロ) 行旅病人行旅死亡人及同伴者の救護並に取扱法第五條第

二項に依る引取に關すること

(ハ) 行旅死亡人を火葬に附する許可に關すること (大正元

年十月勅令第三四號行旅死亡人を火葬に附するの件)

(ニ) 行旅病人行旅死亡人取扱費限度外支出認可に關すること

(ホ) 行旅病人行旅死亡人及同伴者の救護並取扱費の支拂に關

すること

三、精神病者監護費關係

(イ) 精神病者監護費限度外支出認可並支拂に關すること

四、各種救護救助保護其の他社會事業に關する諸統計報告書の

作製に關すること

◆ 移殖民獎勵に關する事項

一、移植民獎勵關係

(イ) 移植民の募集宣傳に關すること

(ロ) 移植民の配偶者斡旋に關すること

二、地代家賃統制關係

(イ) 地代家賃統制令關係

(ロ) 地代家賃增額申請並届出に關する手續方法指導に關する

三、國民健康保險に關する事項

一、國民健康保險法關係

(イ) 國民健康保險制度の趣旨普及に關すること

(ロ) 國民健康保險組合の運營指導に關すること

四、同和事業に關する事項

一、地方改善事業關係

(イ) 地方改善事業計畫の叢備調査に關すること

(ロ) 地方改善事業の現地監督に關すること

## 思想謀略を警戒せよ 經濟謀略

### 一 戰時國民防諜強化運動

(特高課)

七月十三日から一週間、戰時國民防諜強化運動が實施されること

ことは前號にも記した通りである。

敏腕なスペイは一人で優に一ヶ軍團の兵力に匹敵するといはれる程であつて、武力戦では日本に對して勝目が無いと思ひ出した米英が、これから我が銃後の攬亂を目ざして謀略戦の手に出るであらうことは想像されるから、吾々はたゞに防諜週間として行事的氣持でなく、心からスペイの暗躍に對する警戒に努めねばならぬ。

從つて防諜は國民全部の重責であつて、決して特別な重職にあ

これぞ「防諜」といへばとく軍事其の他の國家、秘密を洩らさぬこと考へる風があつたが、敵國スペイの活躍は決してこれだけには止らぬ。殊に東亞戰爭は今後幾年かかるかも知れぬ長期戦であつて、かうした長期戦に於ては思想謀略、經濟謀略に対する警戒が最も重要となつて来る。

適切な例は第一次世界大戰の時のドイツの敗戦がこの英米等の謀略に敗れたことに原因してゐる事實である。當時ドイツは東西兩戰線に於て極めて優位な戰爭狀態にあり、獨軍東に進むと見れば露西亞軍は怒濤の如く敗走し、獨軍西に力を注ぐと思へば佛蘭西の戰線は忽ち西に押し退けられるといふ風で、洵にドイツ軍の雄姿は目ざましいものであつたが、對戰數年に及んでドイツ國民の生活は追々困難になり、その間聯合國軍の思想謀略、經濟謀略が深刻化するに及んでドイツ國民は知らずの間にその謀略にかかり、思想的に敗れて反戰氣分が濃厚になつて遂にあの革命を起して、連戦連勝しながら敗戦國の憂き目を見ねばならぬ悲惨な運命に陥つた。全くドイツは武力戦には完全に勝ちながら國民が敵の謀略にかゝつて滅亡の破局に至つたのである。近代戦に於ける謀略が實戰以上に恐ろしい偉力を發揮することが、痛感される次第である。

- (ロ) 開拓民の配偶者斡旋に關すること
- (ハ) 開拓民の渡航運賃割引證交付に關すること

00777

る人や、特殊な仕事に關係してゐる人達だけの注意警戒によつて防ぎ得るものではない。今や敵國は我が國內に秘かに藏したスペイによつて我が銃後を撲滅し、舉國一致の足並を覗さうとしてあらゆる方法手段をつくしてデマ宣傳を行ひ、謀略を行つてゐるものと見ねばならぬのであるから、國民は必ずこれに乘せられぬやうしつかりした日本精神の下に謀略戦に打ち勝たねばならぬのである。千丈の堤も蟻の穴より壞るとか、眞に心すべきは敵國の謀略に乗せられぬことである。

大東亞戰爭が始まる前、米英が日本を經濟的に封鎖しつゝ威壓によつて日本を抑えようとしてゐた頃、關西地方の某地中心に相當廣い範圍の知識層の間に「ドイツの英國本土上陸はとても成功しない。ドイツは長期戦の結果敗北するより他に途はない。日本が三國同盟を結んだのは間違つてゐた。」と、いふ噂が廣がつたことがあつたが、當局がこれを國民の信念を動搖させる爲の流言と見て嚴重にその出所を調べたところ、それは英國から歸つて来た親日外人が商取引先の主人に對して洩した言葉が源であることがわかつたのであつた。

又最近日常生活が不自由になつて來たことをとらへて國民の不平不満をそゝのかし、當局に對する反感を起させようとする手も心からず伸びてゐて、仕事をしまつて歸つて、安の酒もなく仕

事をするにも元氣が出ぬとか、賣出しに無駄な時間を費し、なほ配給の不圓滑の爲に健康上有害であるとか、いろいろ流言を飛ばして労働者や主婦の心を捕へる爲の執拒な策動が續けられてゐた例が某市内にあつた。

過日の米機來襲の時にも、我が鐵桶の守りによつて苦もなく退散したにも拘らず、米國は東京が二晝夜も燃えつゝけて震災より大きな損害があつたと宣傳し、重慶では更に尾錐をつけて今にも日本が敗けるかの如くデマを飛ばしてゐる。

戰争が長く續けば國民生活の逼迫するのも國家の財政が困難になるのも當然のことであり、空襲があれば幾分の損害があるのでありまへである。しかし敵はこれを誇大に傳へて國民の心を動搖せしめ、反戰氣分を喚起しようとするのが謀略戦の手である。國民はしつかりした覺悟の下にこれららの謀略にビクともせず、これを黙殺して益々國民精神を振起し、百難千苦に堪え通じて毅然として動搖することなく戦ひ抜き勝ち抜く所に我が日本の強さがあるわけであつて、吾々は日常の仕事の上にも生活の上にも一人残らず自分の戦として防諜を實踐して行かねばならぬのである。國民が戰時生活の第屈さから、國策として行はれてゐる種々な事柄に對して身勝手な不平不満を述べることは、敵側のデマ宣傳のお先様たゞつぐことになるわけで、國民の一人一人に確固たる心

00778

罐くわんがあれば流言蜚語も起らぬし、又あつてこれに迷はされることはない筈である。

要するに防諜の根本は精神の問題である。國民が大東亞戰爭の意義を認識し、日本人たるの自覺と信念を堅持すれば防諜は易々たるものである。今回の防諜運動をたゞ一週間の行事と考へず、日常の言動に注意して常に防諜戦士としての覺悟を持つて、長期戦を戦ひ抜くやう鐵壁の守りを固めることが國民の緊切なる要務である。

## 第十一七虎林開拓團員募集

—募集締切本月二十二日—

(社  
會  
課)

## 南方農村指導員

第一回

訓練生募集

(農  
務  
課)

めて目立地の建設に精進してゐる。

希望者は来る二十二日までに應募書類(詳しく述べる)を縣社會課に提出するのであるが、縣では希望者の中から同二十五日正午までに縣立修練農場に於て身體検査を行ひ、合格者は直に訓練所(縣立修練農場)へ入所せしめるこになつてゐる。尙ほ渡満は八月下旬の豫定である。

滿洲開拓民送出は刻下急務中の急務であつて、從來も屢々多數の開拓民及び青少年義勇軍を送出して來たのであるが、縣では今回更に元鳥取市農會技手森本國雄氏を團長とする七虎林開拓團に入團する開拓民を多數募集することとなつた。

同地區は薪材、用材の資源に恵まれ土質、水質共に良好で本縣人の入植地として絶好の地であり、既に多數の先遣隊が入植して

大東亞共榮圈を確立し、進んで世界新秩序の建設に寄與せんがためには、南方諸地域に存する豊富な農林資源の急速な開發をするの要がある。

而して之が開發には熱帶農業を修得せる農業技術者の進出が急務であるのに鑑み、今回政府に於ては特に南方農林指導員鍛成の機關を設置し、南方諸地域に於ける拓殖に必要な人格と實力を具备せる中堅人物を養成するため、差當り第一回訓練生百名を次の

00779

要項に依つて募集することとなつたので、各地方事務所及び各農會では身心共に優秀で最適と認める者を關係書類を添付して来る二十日までに縣へ推薦せられたい。銓衡の上三名を中心へ推薦する)

## 一 資 格

- イ 満二十五歳未満の未婚の男子にして農業學校を卒業又は之に進すべき學歴及び経験を有する者
- ロ 身長一五五厘米以上、胸圍八〇厘米以上、体重五二公斤以上
- ハ 呼吸器病及び重症トラホーム患者は不可
- ニ 热帶生活に堪へ得る強健な体調を有する者

## 二 募集人員

本年度豫定人員二百名中

## 三 應募手續

第一回生(八月入所)

百 名

第二回生(明年二月入所—追つて募集)

百 名

## 四 錄成修了者の配置

自筆履歴書、最近撮影の手札形寫真、体格検査書、卒業年に於ける人物考査書、卒業證明書及び成績證明書を七月二十二日までに縣へ提出すること

## 五 招務省幹部の下に南方に於ける農林關係に從事せしめる

昭和十七年七月十四日印刷

昭和十七年七月十四日發行

發行者  
鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
印刷所  
鳥取農務支所

- ◎ 行 旅 死 亡 人
- 一 本籍 現住所、氏名 不詳
- 二 年齢 六十五、六歳位ノ女性 乞食風
- 三 相貌 丈四尺八寸位、休肥滿、額丸ク、鼻高ク、耳口共大  
歯ナシ(上下共)頭髮白毛交リニシテ五寸位、特徵ナシ
- 四 清衣 黒色木綿カスリ拾ニネル様襦袢ヲ着シ白人絹腰巻ヲナ  
ス、右足ニ黒色木綿製脚伴ヲ穿ツ(跣足)
- 五 遺留品 黒色木綿ノ刺子着一枚、白色風呂敷ニ白米三升位及  
ナガタナ一挺其ノ他金品等ナシ
- 六 死亡年月日 昭和十七年五月十八日午前九時頃(病死)  
七 警察署ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日 昭和十七年五月十八日  
午後三時頃
- 八 假埋葬年月日場所 昭和十七年五月十八日 福井縣本庄村馬  
場墓地
- 九 右心當リ向ハ直接該村長宛照會相成度

一ヶ年にして其の間給養の途がある  
(詳細に付ては縣農務課へ照會せられたい)

## 五 訓練期間

鳥取縣公報 第十三百五十號 昭和十七年七月十四日 (第三種郵便物認可) 一四